

第15回 小規模事業者持続化補助金 (令和6年3月14日締切分) 様式4の発行スケジュール 【東金市内事業所向け】

令和6年3月1日(金)までに、申請者**ご本人**が補助事業計画書(様式2・3)を東金商工会議所窓口へご提出下さい。

- ※事前に来所時間をお電話で**ご予約**ください。(要領6P)
- ※**東金市管轄外**で事業を営んでいる場合は当所では発行できません。
- ※コンサルタント・士業・金融機関の方等の**代理発行はしません**。(要領24P)
- ※様式4の**即日発行**はできません。

↓ { 3月7日までに、採択されるよう
計画をブラッシュアップします。

令和6年3月7日(金)までに、東金商工会議所窓口で様式4を発行します。(★対面での発行です。)

令和6年3月14日(木)までに、国の補助金事務局へ電子または郵送で、**ご自身**が申請書類一式を申請する。

- ※商工会・商工会議所地区ごとに申請先が異なるため、ご注意ください。
- ※申請書類一式の提出先を誤ると**不採択**となります。
- ※郵送申請は**減点**調整されます。(ガイドブック10P)

電子申請の場合は、必要項目を入力した**一時保存の画面(PDF)**を**商工会議所窓口**に提出してください。(メール可)

採択された事業者

- ①補助事業期間終了の際の実施状況 **(第15回は令和6年11月10日)**
- ②補助事業終了翌月から1年間後の事業効果の2回のヒアリングを東金商工会議所は実施します。

※他に国の補助金事務局へ事業者自身が報告書を作成し提出する必要があります。

第15回 受付締切分	申請受付締切日	2024年3月14日(木)
	事業支援計画書交付の受付締切	原則2024年3月7日(木)
	事業実施期間	交付決定日から2024年10月31日(木)
	実績報告書提出期限	2024年11月10日(日)

東金商工会議所 持続化補助金 (様式4)受付の事前確認表



ご相談は、申請者ご本人ですか？

※社外の代理人ではありませんか？

(非会員事業者の場合、申請者の本人確認をする場合があります)

小規模事業者ですか？

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

東金市内で事業を営んでいますか？

(自宅が東金市で、事業を営んでいる地域が市外の場合、
当所では様式4の発行はできません)(※要領6ページ)

持続化補助金ホームページ

<https://s23.jizokukahojokin.info/>

—補助金内容のお問合せ—

小規模事業者持続化補助金事務局

電話：03-4330-3480

